

共同住宅丸投げ禁止

夏にも運用指針

国交省 適用対象を明確化

国土交通省は、今年11月に改正建設業法が施行され、共同住宅の新築工事で一括下請負が全面禁止になるのに備え、詳細な運用指針を作成する。どのような共同住宅が一括下請負の全面禁止対象になるのかなど、禁止規定の適用対象や規定の運用方法を指針で具体的に示し、施行後に混乱が生じないようにするのが狙い。今夏までにまとめて通達を出す方針だ。

11月施行、混乱防止へ

共同住宅建設工事の「一層偽装事件の再発防止策」正と併せて実施される。一括下請負全面禁止は、「耐」の一環で、建築士法の改「現行の建設業法でも、

一括下請負は原則禁止だが、発注者が書面で承諾した場合に限って適法とする例外規定があり、マンション建設などでは一

括下請負が慣例として行われている実態があった。一連の耐震偽装事件では、「こつした丸投げ」の慣行が問題視されたことから、分譲マンションなど工事発注者と建物のエンドユーザーが異なる建築物の工事については例外を認めず、一括下請

負を全面的に禁止するとの円滑な施行を図る。

国交省は、禁止対象については「共同住宅を新築する建設工事」とする考えで、5月にも建設業法施行令を改正するが、高層マンションと小規模な長屋のように、同じ共同住宅でも状況が大きく異なる面もあるため、運用指針を設けて、改正法の円滑な施行を図る。

今回の建設業法改正では、監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者の配置を求める対象工事を公共工事以外にも拡大。学校や病院など民間発注の重要な建物の工事にも対象に加える。改正建設業法や関連施行令の施行日は11月28日を予定している。設計業務についても、建築士法施行令を改正し、一定規模以上の建築物では一括再委託を全面禁止。3階建て以上かつ延べ1000平方メートル以上の共同住宅が対象となる。施行日は改正建設業法と同じ11月28日。